新宿区介護老人福祉施設の入所に関する指針

１　目的

この指針は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第８条第２２項に定める地域密着型介護老人福祉施設及び第８条第２７項に定める介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の入所に際し、施設入所の必要性の高い者から優先的に入所できるよう、新宿区（以下「区」という。）の入所決定に関する手続き及び基準を明示し、入所決定過程の透明性及び公平性を確保するとともに、円滑な施設入所の実施に資することを目的とする。

２　対象施設

対象施設は、別表１のとおりとする。

３　対象者

（１）施設入所の対象者は、法第１９条第１項の認定を受け要介護状態区分が３から５と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者及び、要介護状態区分が１又は２と認定された者のうち、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者とする。

（２）（１）に掲げる者のうち、４に定める申し込みを希望する者を、入所希望者とする。

４　入所申込書の受け付け

入所申込書の受け付けに関する手続きは、以下のとおりとする。

（１）区は、入所希望者、入所希望者の家族又は親族、入所希望者の居宅介護支援計画を作成している介護支援専門員又は入所希望者に係わっている者等（以下「申込者」という。）が作成した新宿区介護老人福祉施設入所申込書（第１号様式）（以下「申込書」という。）を受け付けるものとする。

（２）区は、申込書を受け付ける際、申込者との面接相談を行い、入所希望調査票（第２号様式）（以下「調査票」という。）を作成するとともに、施設入所に関する説明を行うものとする。

（３）区は、直近過去３か月分のサービス利用票別表（「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」平成１１年１１月１２日老企２９号　厚生省老人保健福祉局企画課長通知　別紙１　第７表）の写し等、申し込みに必要な書類を申込者に求めるものとする。

（４）申し込みの締切日は、２月末日、４月末日、６月末日、８月末日、１０月末日、１２月末日とし、締切日をもって優先順位名簿の基準日とする。

（５）申込書の有効期間は、受付日から起算して１年を経過した後最初に訪れる基準日の前日までとする。再申込は、前申込の受付日から起算して１年を経過した後最初に訪

れる基準日の２か月前から受け付ける。

５　入所の必要性を判断する基準

入所の必要性を判断する基準（以下「入所調整基準」という。）は、別表２のとおりとする。

６　優先順位名簿の作成

（１）区は、申込書及び調査票の記載内容について、基準日をもって入所調整基準に基づく点数を付すものとする。

（２）区は、基準日をもって入所調整基準に基づき、点数上位の者から順に並べた優先順位名簿（以下「名簿」という。）を施設別、男女別に作成し、各施設へ送付する。

（３）区は、優先順位通知書を作成し、申込者へ送付する。

（４）名簿の有効期間は、新たな名簿が施設に送達された日の前日までとする。

（５）名簿は、有効期間内は固定とする。区は、申込者から申込内容の変更の申し出があった場合、申し出日以降最初に訪れる基準日の名簿に反映させるものとする。

７　優先入所システム協議会

区は、適正な入所が図られるよう、優先入所システム協議会を設置しなければならない。

８　入所決定

（１）施設長は、入所者を決定するために、合議制の委員会又は会議（以下「委員会」という。）を設置し、施設の入退所に的確に対応できるよう、あらかじめ開催方法や頻度について定めておかなければならない。入所者の決定は、名簿と入所を予定しているベッドの特性等に基づき委員会を経て施設長が決定する。

（２）委員会は、審議の内容を議事録として作成し２年間保管しなければならない。なお、区から求めがあったときは、区へ議事録を提出しなければならない。

（３）３の（１）特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮する。

①　認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

②　知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

③　家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

④　単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

（４）特例入所の決定を行う場合は、以下のような取り扱いを行う。

①　区は、居宅において日常生活を営むことが困難なことに関するやむを得ない事由について申込者から聴取し、入所希望施設に提供する。

② 施設は、特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たり、入所希望者や申込者、家族、担当ケアマネジャー等に、居宅等における生活の困難度や地域の居宅サービス等の提供体制の状況等居宅等における状況の聴取を行う。

③ 施設は、特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たり、必要に応じて区に意見を求めることができる（第３号様式)。この場合において、区は、施設に対して意見を表明する（第４号様式)。

④ 施設は、区が聴取した居宅において日常生活を営むことが困難なことに関するやむを得ない事由及び施設が聴取した居宅等における状況に基づき、特例入所の決定を行う。施設は、特例入所の決定において、必要に応じて区が表明した意見を参考にすることができる。

9　情報公開

区は、入所調整基準に基づく点数について、申込者に説明を行うものとする。また施設は、委員会の決定事由について、申込者より説明を求められた場合、これに応じるよう努めなければならない。

１０　優先順位によらない入所

次に掲げる場合は、優先順位によらず、委員会にかけ入所を決定することができる。

（1）措置入所に該当する場合

（2）天災、火災等緊急に入所が必要な場合

（3）入所者が一定期間入院し再入所する場合

１１　その他

生活保護法第１５条の２に定める介護扶助受給者のうち、介護保険の被保険者でない者についても、この指針を準用する。

附　則

この指針は、平成１５年７月１日から施行する。ただし、平成１５年１０月１日から適用する。

附　則

この指針は、平成２４年４月１日から適用する。

附　則

この指針は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この指針は、平成２５年１２月１日から施行する。

附　則

この指針は、平成２６年９月１日から施行する。

なお、平成２６年８月末日の基準日分までは、平成２５年１２月１日施行の入所調整基準を使用する。

附　則

この指針は、平成２６年１２月１日から施行する。

附　則

この指針は、平成２７年４月１日から施行する。

なお、特例入所の決定に関する必要な行為は、この指針の施行前においても行うことができる。

附　則

この指針は、平成２８年５月６日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則

この指針は、平成２８年１１月２１日から施行し、平成２８年８月７日から適用する。

附　則

この指針は、平成２９年３月９日から施行する。

附　則

この指針は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この指針は、平成３０年１２月１日から施行する。

附　則

この指針は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この指針は、令和元年５月１日から施行する。

附　則

この指針は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この指針は、令和３年１１月５日から施行する。ただし、特別養護老人ホーム新宿和光園に係る改正は、令和３年１２月１日から施行する。

附　則

この指針は、令和４年２月１日から施行する。

附　則

この指針は、令和５年６月５日から施行する。

附　則

この指針は、令和５年１１月６日から施行する。

附　則

この指針は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この指針は、令和８年３月１日から施行する。

別表１（２関係）

区分	番号	施設名	所在地
区内施設	1	あかね苑	北山伏町 2－12
	2	北新宿特養ホーム	北新宿 3－27－6
	3	原町ホーム	原町 3－8
	4	聖母ホーム	中落合 2－5－21
	5	新宿けやき園	百人町 4－5－1
	6	マザアス新宿	新宿 7－3－31
	7	特別養護老人ホーム神楽坂	矢来町 104
	8	もみの樹園	上落合 1－17-8
	9	みさよはうす富久	富久町 35-7
	10	特別養護老人ホーム新宿和光園	市谷薬王寺町 19-38
区外施設	1	ハトホーム（第２ハトホーム含む）	東村山市富士見町 2-7-5
	2	砂川園	立川市上砂町 5-76-4
	3	マザアス東久留米	東久留米市氷川台 2-5-7
	4	清雅苑	清瀬市中里 5-91-2
	5	ひらお苑	稲城市平尾 2-49-20
	6	サルビア荘	町田市図師町 2987
	7	たちばなの園白糸台	府中市白糸台 6-2-17
	8	愛生苑	多摩市和田 1547
	9	藤寿苑	八王子市明神町 4-18-12
	10	みやま大樹の苑	八王子市美山町 1463
	11	絹の道	八王子市鑓水 94
	12	フェローホームズ仲間の家	立川市富士見町 2-36-43
	13	ニューフジホーム	昭島市中神町 1260
	14	もくせいの苑	昭島市松原町 2-9-2
	15	ヨコタホーム	福生市福生 2300-4
	16	草花苑	あきる野市草花 1980
	17	第二カントリービラ青梅	青梅市長淵町 1-939-1
	18	聖明園富士見荘	青梅市根ケ布 2-722-2
	19	あゆみえん	青梅市新町 9-2153-3
	20	シルバーコート丹三郎	西多摩郡奥多摩町丹三郎 56-1
	21	不老の郷	西多摩郡瑞穂町二本木 1319
	22	栄光の杜	西多摩郡日の出町平井 3052
	23	新清快園	西多摩郡日の出町平井 1417-1

別表２（５関係

入 所 調 整 基 準

１　優先順位名簿における取り扱い等

（１）優先順位名簿

優先順位名簿は、入所調整基準表（入所希望者の状況 60 点＋介護者等の介護環境 40 点＝100 点満点）による点数の高い者を上位とする。同点の場合は、要介護度の高い者、生年月日の早い者の順とする。

（２）申込の区分

以下①～③のいずれかに該当する場合は「区内扱い」とする。①～③のいずれにも該当しない場合は「区外扱い」とする。優先順位名簿において「区内扱い」は、点数に関わらず「区外扱い」に優先する。

① 入所希望者が新宿区の介護保険被保険者である
② 入所希望者、主な介護者（※）、申込者（※）のうち１名以上が新宿区に住民票がある
③ 入所希望者が新宿区から生活保護を受給している

（※）「申込の区分」における申込者（主な介護者）とは、入所希望者の三親等以内の親族（内縁関係の配偶者を含む）に限る。これ以外の者が申込者（主な介護者）となっている場合は、入所希望者及び主な介護者（申込者）の状況をもって申込の区分を判断する。

（３）その他

入所希望者が申込後新宿区外に住民票を移した場合や、入所希望施設のいずれかに入所した場合、申込は取下げとなる。

２　入所希望者の状況【60 点】

（１）要介護度

要介護度	5	4	3	2	1
点数	50	40	30	20	10

＊　入所希望者の基準日現在の要介護度とする。

（２）年齢

年齢	100 歳以上	90 歳以上 100 歳未満	80 歳以上 90 歳未満	70 歳以上 80 歳未満	60 歳以上 70 歳未満	60 歳未満
点数	5	4	3	2	1	0

＊　入所希望者の基準日現在の満年齢とする。

（３）認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（主治医意見書による）

判定基準	M、Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	自立
点数	5	4	3	2	0

＊　申込時又は再申込時の入所希望者の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（主治医意見書による）」に基づくほか、申込者等の申し出により見直しを行う。
＊　入所希望者が新宿区の介護保険被保険者でない場合、点数はつかない。
＊　入所希望者が新宿区の介護保険被保険者であっても、新宿区の審査に基づく要介護認定が未決定の場合、点数はつかない。

３　介護者等の介護環境【40 点】

（１）在宅介護期間

項目	5 年以上	4 年以上 5 年未満	3 年以上 4 年未満	2 年以上 3 年未満	1 年以上 2 年未満	1 年未満
点数	5	4	3	2	1	0

＊　入所希望者が、新宿区で、現在の被保険者番号で要介護 1～5 の認定を初めて受けたときの、認定有効期間の開始日から基準日までの期間とする。
＊　入所希望者が新宿区の介護保険被保険者でない場合、点数はつかない。
＊　新宿区の介護保険被保険者でない入所希望者が新宿区の介護保険被保険者になった場合は、申込者等の申し出により、新宿区に転入した日（新宿区に転入した日以後に要介護 1～5 の認定を受けた場合は、当該認定有効期間の開始日）を始期として算定する。

（2）直近3か月の在宅サービス等の利用状況

項目	利用あり					利用なし
	8割以上	6割以上 8割未満	4割以上 6割未満	2割以上 4割未満	2割未満	
点数	10	8	6	4	2	0

＊ 入所希望者に係るサービス利用票別表の区分支給限度基準額（単位）に対する給付管理単位数（給付管理単位数の記載がない場合は「サービス単位／金額」）の割合とする。
＊ 申込者等が申込書に添付したサービス利用票別表に基づくほか、申込者等の申し出により見直しを行う。なお、在宅サービス利用割合を変更する場合は、サービス利用票別表を再提出するものとする。
＊ 入所希望者が施設（特養を除く）入所中又は入院中の場合は、在宅サービス6割利用と同等とみなす。
＊ 入所希望者が新宿区外の特養に入所中の場合は、在宅サービス2割利用と同等とみなす。
＊ 入所希望者が新宿区内の特養に入所中の場合は、在宅サービス利用なしと同等とみなす。

（3）介護者等の状況　(ｱ)に該当しない場合、(ｲ)として取り扱う。

	項目	点数	備考
(ｱ) 介護者たり得る者が不存在又は不存在と同等			
合算なし	不存在又は不存在と同等	20	介護者たり得る者がいない
			主な介護者が要介護3～5、又は認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（主治医意見書による）でⅢ・Ⅳ・M、かつ他に介護者たり得る者がいない
			主な介護者が入院又は施設入所により3か月以上（見込を含む）不在、かつ他に介護者たり得る者がいない
(ｲ) 介護者たり得る者は存在するが、以下の事由により介護が困難（主な介護者1名について算定する）			
20点を上限として合算可	①障害、事業対象者・要支援・要介護、重症の病気	10	障害者手帳を所持している、事業対象者・要支援・要介護の認定を受けている、又は重症の病気（がんや難病等）がある
	②複数介護看護	7	要介護1～5の者、障害者手帳の所持者又は重症の病人等を2名以上（入所希望者を含む）介護又は看護している
	③就労	7	就労している
	④高齢（80歳以上）	7	基準日現在の満年齢
	⑤高齢（70歳以上80歳未満）	5	
	⑥居所遠方（同一都道府県外）	7	居所が入所希望者の居所と同一区市町村にない（一時的な場合を除く）
	⑦居所遠方（同一都道府県内）	5	
	⑧治療	5	①　以外の病気やケガ等を治療中である
	⑨育児	5	未就学児の育児をしている
	⑩就学	5	学校に通っている
	⑪手伝う者なし	3	主な介護者以外に介護を手伝う者がいない
	⑫その他介護困難	5	①～⑪以外に介護が困難な事由がある

＊ 申込時又は再申込時の申込者等の申告内容に基づくほか、申込者等の申し出により見直しを行う。
＊ 「介護者たり得る者」とは、同別居を問わず入所希望者の三親等以内の親族（内縁関係の配偶者を含む）とし、「介護者たり得る者がいない」とは、身寄りがない場合などを指す。
＊ 居所とは、住民票の場所ではなく、入所中の施設や長期入院中の病院など実際にいる場所を指す（一時的な場合を除く）。

（4）住宅環境

項目	点数	備考
継続可能性に問題あり	5	住宅がない、又は立ち退き等で住宅に住み続けられない
介護不適合	2	住宅改修が困難等、住宅に介護上問題がある
問題なし又は特養入所中	0	住宅に介護上の問題はない、又は特養に入所している

＊ 申込時又は再申込時の申込者等の申告内容に基づくほか、申込者等の申し出により見直しを行う。
＊ 複数項目の合算は行わない。